

平成30年3月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長

（ 公 印 省 略 ）

消費者の健康づくりのための栄養成分表示の活用促進について（依頼）

食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）において、原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示が義務化され、その経過措置期間が終了する平成32年3月に向け、栄養成分表示のある食品は、さらに増えていくこととなります。栄養成分表示の中でも、義務表示や推奨表示である栄養成分は、生活習慣病予防に深く関わっています。

このため、今般、消費者教育の一環として、消費者に栄養成分表示を活用して健康づくりに役立ててもらうことを目的とした啓発資料「栄養成分表示を活用しよう①～⑤」を作成しました（別添）。本啓発資料は、栄養成分表示を使って現在の摂取状況を生活習慣病予防や健康増進のための目標に近づけていくことをねらいとし、5つのテーマに焦点を当て、テーマごとに栄養成分と生活習慣病予防との関わりについての理解を深め、健康づくりに資する食品選択のポイント等を示した内容になっています。

本啓発資料については、消費者庁のウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/info/pamphlet/>）に掲載しておりますので、当該資料等の利用により、栄養成分表示を活用した消費者教育の推進を図っていただくよう御願いたします。また、消費者行政担当部局や健康増進担当部局等、関係部局に共有いただくとともに、貴管内関係者並びに都道府県におかれては管内の市町村（特別区を除く）への周知を御願いたします。

なお、追って、本啓発資料の内容を基に、研修会や講習会等で地域や対象者の特性にあわせた啓発を行う際に利用できるパワーポイントについても、ウェブサイトに掲載予定であることを申し添えます。